平成２３年（フ）第１６号
相模原市南区御園５丁目６番37号
破産者　小林シゲ子
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５１７号
沖縄県那覇市牧志２丁目16番46―309号　タカラマンションマキシー１
破産者　佐々木満男
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１５号
山口市大内長野1748番地１　パストラルＡ205
破産者　竹川　京子
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木317番地２
破産者　田所　忠信
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１５１３号
愛知県小牧市中央１丁目123番地１　シャレードM402号
破産者　後藤　　豊
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年11月８日午前10時40分
平成23年８月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３８８号
兵庫県伊丹市北野３丁目12番地の３
破産者　山﨑　幸夫
1　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
2　一般調査期日　平成23年11月14日午後３時30分
平成23年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５０号
大阪市北区本庄西２丁目21番６号
破産者　株式会社ドーベルマン
1　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
2　一般調査期日　平成23年12月12日午後４時
平成23年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１号
佐賀県伊万里市脇田町451番地９
破産者　浦田　勝幸
1　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
2　一般調査期日　平成23年10月26日午前10時30分
平成23年８月31日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３０１１号
大阪府豊中市原田中１丁目９番24号
破産者　株式会社三協梱包サービス
1　破産債権の届出期間　平成23年11月１日まで
2　一般調査期日　平成23年12月１日午後４時
平成23年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第４３３号
徳島市国府町府中367番地１
破産者　株式会社眉山プロダクション
1　期日　平成23年10月13日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月30日　　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
石川県加賀市大聖寺上福田町ト32番地１
破産者　稲津　勝基
1　期日　平成23年10月13日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月30日　金沢地方裁判所小松支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１８２号
山口県山陽小野田市大字小野田870番地113、開始決定時の住所山口県山陽小野田市大字山川224番地８
破産者　田戸　友満
異議申述期間　平成23年10月３日まで
平成23年８月31日　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１１号
山口県山陽小野田市大字西高泊1237番地50
破産者　田中　義宏
異議申述期間　平成23年10月３日まで
平成23年８月31日　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６３号
熊本県人吉市瓦屋町1638番地５
破産者　松本冨貴子
異議申述期間　平成23年10月21日まで
平成23年８月31日　熊本地方裁判所人吉支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第１９１号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字二反田1519番地
破産者　片野坂美里
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２３号
埼玉県川口市柳崎４丁目28番23号
清算株式会社　株式会社テックハウジングジャパン
代表清算人　池谷　光正
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第５号
岡山市北区吉宗38番地
清算株式会社　からこう商事株式会社
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０４５号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社南大江
代表清算人　曽　　徳深
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。
（略称）
⑴　株式会社南大江
清算株式会社
⑵　平成23年６月５日（開始決定日の前日）
基準日
⑶　別表「協定債権弁済予定表」
別表
⑷　下記の債権者
配当対象協定債権者
記
ＳＢＩ債権回収サービス株式会社
横浜市信用保証協会
株式会社横浜銀行
株式会社商工組合中央金庫
神奈川県信用保証協会
エリントン株式会社
２　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は清算株式会社に対し基準日までの原因に基づいて発生した債権及びこれに対する利息・遅延損害金（以下「協定債権」という。）とする。